イーレックス株式会社 (erex) からエバーグリーン・マーケティング株式会社 (egm) への事業承継に伴う電気需給約款の変更内容一覧

条項	erex	egm
45. 保安の責任	当社は、計量器等需要場所内の	(削除)
	当社の電気工作物について、保	
	安の責任を負います。	
46. 保安等に対するお客さま	46 . 保安等に対するお客さま	45. 保安等に対するお客さま
の協力	の協力	の協力
	(1) 次の場合には、お客	(1) 次の場合には、お客
	さまからすみやかにその旨を当	さまからすみやかにその旨を当
	社に通知していただきます。こ	社に通知していただきます。こ
	の場合には、当社は、ただちに	の場合には、当社は、ただちに
	適当な処置をいたします。	適当な処置をいたします。
	イ お客さまが、引込線、計量器	イ お客さまが、引込線、計量器
	等その需要場所内の 当社および	等その需要場所内の (削除) 送
	送配電事業者の電気工作物に異	配電事業者の電気工作物に異状
	状もしくは故障があり、または	もしくは故障があり、または異
	異状もしくは故障が生ずるおそ	状もしくは故障が生ずるおそれ
	れがあると認めた場合	があると認めた場合
	口 お客さまが、お客さまの電気	口 お客さまが、お客さまの電気
	工作物に異状もしくは故障があ	工作物に異状もしくは故障があ
	り、または異状もしくは故障が	り、または異状もしくは故障が
	生ずるおそれがあり、 それが当	生ずるおそれがあり、(削除) 送
	社の計量器もしくは送配電事業	配電事業者の設備に影響を及ぼ
	者の設備に影響を及ぼすおそれ	すおそれがあると認めた場合
	があると認めた場合	(2) お客さまが (削除)
	(2) お客さまが 当社また	送配電事業者の計量器等の電気
	は送配電事業者の計量器等の電	工作物等に直接影響を及ぼすよ
	気工作物等に直接影響を及ぼす	うな物件の設置、変更または修
	ような物件の設置、変更または	繕工事をされる場合、当社に事
	修繕工事をされる場合、当社に	前に通知していただき協議させ
	事前に通知していただき協議さ	ていただきます。なお、保安上
	せていただきます。なお、保安	緊急に変更または修繕工事をさ
	上緊急に変更または修繕工事を	れた場合には、その内容を直ち
	された場合には、その内容を直	に当社に通知していただきま
	ちに当社に通知していただきま	す。
	す。	
47. 反社会的勢力との取引排除	47. 反社会的勢力との取引排除	46. 反社会的勢力との取引排除
	(略)	(略)

48. 契約の解除	48. 契約の解除	47. 契約の解除
	ー 当社は、お客さまが次の各号の一	当社は、お客さまが次の各号の一
	に該当する場合、37 (需給契約の	に該当する場合、37(需給契約の
	廃止) によらず需給契約を解除す	廃止) によらず需給契約を解除す
	ることができます。	ることができます。
	(1) お客さまが暴力団、暴	(1) お客さまが暴力団、暴
	力団員、暴力団関係企業・団体ま	カ団員、暴力団関係企業・団体ま
	たはその関係者、その他反社会的	たはその関係者、その他反社会的
	勢力(以下「暴力団等反社会的勢	勢力(以下「暴力団等反社会的勢
	力」といいます。) であると判明	カ」といいます。)であると判明
	した場合	した場合
	(2) お客さまが、47 (反社	(2) お客さまが、46 (反社
	会的勢力との取引排除)の表明保	会的勢力との取引排除)の表明保
	証に反していることが判明した	証に反していることが判明した
	場合。	場合。
	(略)	(略)
49. お客さま情報の共有	49. お客さま情報の共有	48. お客さま情報の共有
	(略)	(略)
26. 電気の使用に伴うお客さ	(1) お客さまの電気の使	(1) お客さまの電気の使
まの協力(1)	用が、次の原因で他のお客さま	用が、次の原因で他のお客さま
	の電気の使用を妨害し、もしく	の電気の使用を妨害し、もしく
	は妨害するおそれがある場合、	は妨害するおそれがある場合、
	または <u>当社もしくは</u> 他の電気事	または(削除)他の電気事業者
	業者の電気工作物に支障を及ぼ	の電気工作物に支障を及ぼし、
	し、もしくは支障を及ぼすおそ	もしくは支障を及ぼすおそれが
	れがある場合	ある場合
	(略)	
		(略)
27. 供給の停止 (1)	(1) お客さまが次のいず	(1) お客さまが次のいず
	れかに該当する場合には、当社	れかに該当する場合には、当社
	は、そのお客さまについて電気	は、そのお客さまについて電気
	の供給の停止を送配電事業者に	の供給の停止を送配電事業者に
	依頼することがあります。	依頼することがあります。
	イお客さまの責めとな	インお客さまの責めとな
	る理由により生じた保安上の危	る理由により生じた保安上の危
	険のため緊急を要する場合	険のため緊急を要する場合
	口お客さまの需要場所内の送	口お客さまの需要場所内の送
	配電事業者または当社の計量器	配電事業者(削除)の計量器も
	もしくは電気工作物を故意に損	しくは電気工作物を故意に損傷
	傷し、または亡失して、送配	し、または亡失して、(削除)送

	電事業者または当社に損害を与	配電事業者 (削除) に損害を与
	えた場合	えた場合
33. 損害賠償の免責 (4)	(4) 27 (供給の停止) に	(4) 27(供給の停止)に
	よって電気の供給を停止した場	よって電気の供給を停止した場
	合または 40(解約等)によって	合または 40(解約等)によって
	需給契約を解約した場合もしく	需給契約を解約した場合もしく
	は需給契約が消滅した場合、48	は需給契約が消滅した場合、47
	(契約の解除)によって需給契	(契約の解除)によって需給契
	約を解除した場合には、当社は	約を解除した場合には、当社は
	お客さまの受けた損害について	お客さまの受けた損害について
	賠償の責めを負いません。	賠償の責めを負いません。
37. 需給契約の廃止 (2)、(3)	(2) 需給契約は、40(解	(2) 需給契約は、40(解
	約等)、 <u>48</u> (契約の解除)およ	約等)、 47 (契約の解除)およ
	び次の場合を除き、お客さまが	び次の場合を除き、お客さまが
	当社に通知された廃止期日に消	当社に通知された廃止期日に消
	滅いたします。	滅いたします。
	イ 当社がお客さまの廃	イ 当社がお客さまの廃
	止通知を廃止期日の翌日以降に	止通知を廃止期日の翌日以降に
	受けた場合は、通知を受けた日	受けた場合は、通知を受けた日
	に需給契約が消滅したものとい	に需給契約が消滅したものとい
	たします。	たします。
	ロ 当社の責めとならな	ロ 当社の責めとならな
	い理由(非常変災等の場合を除	い理由(非常変災等の場合を除
	きます。)により需給を終了させ	きます。)により需給を終了させ
	るための処置ができない場合	るための処置ができない場合
	は、需給契約は需給を終了させ	は、需給契約は需給を終了させ
	るための処置が可能となった日	るための処置が可能となった日
	に消滅するものといたします。	に消滅するものといたします。
	(3) 40(解約等)または	(3) 40(解約等)または
	48 (契約の解除) によって、当	47 (契約の解除) によって、当
	社が需給契約を解約または解除	社が需給契約を解約または解除
	した場合は、解約日または解除	した場合は、解約日または解除
	日に需給契約は消滅するものと	日に需給契約は消滅するものと
	いたします。	いたします。
附 則	この需給約款は、2019年4月	この需給約款は、2019年7月
1. この需給約款の実施期日	1日から実施いたします。	1日から実施いたします。
別表	※関西(旧燃調)につきまして	(削除)
3. 燃料費調整(2)	は 2018 年 11 月までの適用と	
	なります。	
	※関西(新燃調)につきまして	
	は 2020 年 6 月までの適用とな	

	ります。	
版(最後のページ)	eREX co., ltd.	Evergreen Marketing Co.,
	Ver.09	Ltd.
		Ver.01